

これとは別に、平成14年9月23日に県のホームページから林政課(旧林務部)の「森林整備担い手育成事業」の情報をダウンロードした資料では、(財)林業労働対策基金へ移管した後の助成事業について、それ以前の県直営事業と同じ要件等(35歳以下の若い林業技能者、労働災害保険の政府管掌、任意保険の区分等)となっており、説明を受けた内容と異なる情報が4年以上公表されたままになっている。助成の申込先については、「林業労働力確保支援センター」となっており、正確性にも欠けている。

退職共済及び労災保険の助成については、35歳の区分がなくなり事業が一体的に行われているので年齢区分による事業費そのものの区分が煩雑になっていることは認められる。しかし、助成の対象が拡大されたことと、事務処理上の整理とは本来異なるものであることを認識すれば、林務部長通知の重要性が理解できたはずである。

なお、「担い手育成基金」による助成事業についての農林政策課の考え方や助成事業の範囲と基準等についての意見は別に記載している。

(ii) 森林組合に対する労災保険掛金及び退職共済掛金の助成について

森林組合に対する労災保険等の助成については、県は、林業公社等の委託事業を通じて、合理的な人件費として法定福利費を含めた金額を森林組合等(林業公社では、委託作業費の99%を森林組合に支払っている。23ページ参照)に支払っているため、「担い手育成基金」からの助成分(38ページ参照)については、一部であるが、二重に負担することになり不合理である。

(iii) 会計処理について

(財)林業労働対策基金が所有する県債は、「金銭債権」すなわち長期貸付金であり有価証券には該当しない。

公益法人会計基準では、財産を基本財産と基本財産以外の財産(いわゆる運用財産)に区分した上で、固定資産を基本財産とその他の固定資産に分類している。したがって、県の基金から借入れる場合には、貸方は長期借入金となり、運用する財産すなわち借方はその他の固定資産に区分されることになる。条例等の規定により、「基金」としての運用を行う場合は、その他の固定資産の中で特定の資金としての名称を付して管理運用することが必要である。

また、公益法人会計基準による正味財産増減計算書を作成していないため、固定資産である「プロジェクター」1台、622,965円の購入が収支計算書に計上されただけで、貸借対照表に計上されていない。退職給与引当金に対応する定期預金 884,400 円については、流動資産の預金に含めているが、その他の固定資産の中に特定預金の名称を付して表示すべきである。

(3) 県が出えん(捐)している公社が所有する県債について

県債の発行の手続は、県債要綱並びに申込書及び契約書等に基づき、適正に行われ、発行条件については財政課の説明のとおり公募地方債（10年債）の応募者利回り（小数点以下第3位四捨五入）に0.01%を上乗せして行われている。

なお、県債の発行条件等についての意見は別に記載している。

第4 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、秋田県と私との間には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

秋田県森林整備担い手育成基金条例

(平成五年三月三〇日)
(秋田県条例第一四号)

(設置)

第一条 山林地域の振興及び森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林整備の担い手である林業労働に従事する者の育成、確保及び福祉の向上に関する事業を行い、及び林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四五号）第十一条第一項の規定による林業労働力確保支援センターとしての指定を受けた法人に県が貸し付ける資金として、秋田県森林整備担い手育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は、四十億円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

(貸付条件)

第三条 資金の貸付条件は、次に定めるところによる。

- 1 貸付利率 無利息
- 2 貸付期間 一五年以内
- 3 償還方法 一時償還
- 4 延滞利息 延滞した額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額

(繰上償還)

第四条 資金の貸付けを受けた法人が、資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、又は貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部の繰上償還をさせることができる。

2 資金の貸付けを受けた法人は、貸付金の全部又は一部の繰上償還をすることができる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

森林整備担い手育成基金貸付要綱

(平成10年3月26日林-3384 秋田県知事から理事長宛)

森林整備担い手育成基金貸付事業実施要項について(通知)

このことについて、別紙のとおり制定したので、当該事業の実施について遺憾のないようお願いします。

別紙 森林整備担い手育成基金貸付事業実施要項

(目的)

第1条 林業労働力確保関連助成事業を効率的に推進する資金として秋田県森林整備担い手育成基金(以下「基金」という。)を林業労働力確保支援センターとして指定された財団法人秋田県林業労働対策基金(以下「財団」という。)に貸付けるものである。

(使 途)

第2条 基金の運用によって生じた果実は、次の使途にのみ使用することとする。ただし、秋田県知事の承認を受けた場合はこの限りではない。

- (1) 林業従事者の育成及び確保に関する事業
- (2) 林業従事者の就労条件の改善に関する事業
- (3) 森林管理の重要性の普及並びに啓発に関する事業
- (4) 林業労働力の確保の促進に関する法律第12条各号に掲げる事業

(貸付条件)

第3条 基金の貸付条件等は次のとおりとする。

- (1) 貸付金額 金4,000,000,000円
- (2) 貸付方法 現金による一時貸付
- (3) 貸付利率 無利息
- (4) 貸付期間 15年以内
- (5) 償還方法 償還日一時払い

(借入の申し込み)

第4条 財団は、この基金の借入を行う場合、貸付金申込書(様式第1号)に事業計画書及び登記簿謄本を添えて申し込むものとする。

(貸付決定)

第5条 知事は第4条による借入申し込みがあったときは、審査のうえ可否を決定し、借入申込者に対し貸付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(契約締結)

第6条 前条の通知を受けたとき、財団は金銭消費貸借契約書(様式第3号)により知事との間に契約を締結しなければならない。

(基金の運用報告等)

第7条 財団は、毎事業年度終了後、2カ月以内にその事業年度における基金の運用実績を知事に報告しなければならない。

二 財団は、県が本貸付金に関する帳簿、書類、その他の資料について必要な事項の調査を行っても、異議を申し述べることはできない。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日より施行する。

(林業労働力の確保の促進に関する法律 より抜粋)

第4章 林業労働力確保支援センター

(指定等)

第11条 都道府県知事は、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することにより林業労働力の確保を図ることを目的として設立された民法(明治29年法律第89号)第34条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、林業労働力確保支援センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第12条 センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

1. 認定事業主の委託を受けて、林業労働者の募集を行うこと。
2. 新たに林業に就業しようとする者に対し、その就業に必要な林業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就業の準備に必要な資金であつて政令で定めるものの貸付けを行うこと。
3. 認定事業主に対し、認定計画に従つて新たに雇い入れる林業労働者に対する前号の資金の支給に必要な資金であつて政令で定めるものの貸付けを行うこと。
4. 認定事業主に対し、森林施業の効率化又は森林施業における身体負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、事業主の事業の合理化に寄与する林業機械で農林水産大臣が定めるものの貸付けを行うこと。
5. 林業労働者に対する前号の林業機械の利用に関する技術の研修及び雇用管理者に対する研修を行うこと。
6. 林業労働力の確保の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
7. 林業労働力の確保の促進に関する調査研究及び啓発活動を行うこと。
8. 前各号に掲げるもののほか、林業労働力の確保の促進を図るために必要な業務を行うこと。

「財団法人秋田県林業労働対策基金寄付行為」より抜粋

(目的)

第3条 この法人は、秋田県内において林業労働に従事する者の就労条件を改善し、林業従事者の安定的確保を図るとともに、若年林業従事者の育成及び確保を促進させることにより、林業の安定的発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 林業従事者の育成及び確保に関する事業
- (2) 林業従事者の就労条件の改善に関する事業
- (3) 森林管理の重要性の普及及び啓発に関する事業
- (4) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第12条各号に掲げる事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産、林業労働力確保基金及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 林業労働力確保基金は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 林業労働力確保基金として、その用途又は管理方法を指定して借り入れた財産
 - (2) 理事会で林業労働力確保基金に繰り入れることを議決した財産
- 4 運用財産は、基本財産及び林業労働力確保基金以外の財産とする。

「平成13年 林業労働対策基金、林業労働力確保支援センター Information しおり」より抜粋

秋田県林業労働力確保支援センターとは……

また、この財団法人は、林業労働力の確保の促進に関する法律第11条の定めるところにより、平成8年に秋田県知事から、秋田県における「林業労働力確保支援センター」に指定されました。

このセンターは、雇用管理や就労環境の改善、事業の合理化、就業者の支援などを目的とし、森林整備担い手育成確保のため機械や資金貸付（※）、林業労働者の研修、情報収集提供、相談、啓発活動などの支援とともに、雇用のための相談、指導、採用活動改善、雇用管理者研修、調査、企業情報収集提供など林業雇用改善促進の事業も担うことになっています。

（※本県の場合は、補助を主体とし、貸付は現在行っていません。）

平成 14 年度

包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する
意見書

財団法人秋田県林業公社の収支並びに秋田県の
公社に対する貸付金等について

秋田県包括外部監査人

澤田祐治

平成14年度包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見書
財団法人秋田県林業公社の収支並びに秋田県の公社に対する貸付金等について

目 次

第1	林業公社及び（財）林業労働対策基金を取り巻く経営環境等.....	1
1.	木材市況等.....	1
2.	環境問題等.....	1
3.	最近の森林面積の増減状況等.....	3
4.	国有林野事業等.....	5
5.	県行造林等.....	6
6.	林業就業者数の推移.....	6
第2	林業公社について.....	7
1.	会計処理及び決算について.....	7
	（1）修正貸借対照表の検討について.....	7
	（2）支払利息の原価性について.....	9
	（3）受託事業の収支及び森林組合との取引について.....	9
2.	長期経営計画の見直しについて.....	10
	（1）前提条件等について.....	10
	（2）県「林業開発基金」の返済等の見込みについて.....	11
	（3）見直し長期経営計画の要約.....	12
3.	分収林の資産評価について.....	13
4.	分収林の原価管理について.....	16
5.	職員互助会会計について.....	16
6.	経営の効率性及び公益性について.....	17
7.	林業公社の短期借入金及び県の歳入・歳出の処理について.....	18
8.	県行造林の普通財産管理上の面積について.....	18
第3	（財）林業労働対策基金について.....	19
1.	「担い手育成基金」の運用収入の用途等について.....	19
2.	所管する農林政策課の認識について.....	20
3.	経営の効率性及び公益性について.....	20
第4	公社の県債所有について.....	22
1.	基本財産等により県債を所有する公社の会計処理について.....	22
2.	運用収入等について.....	22
3.	発行条件等について.....	22
	意見資料.....	24

第1 林業公社及び(財)林業労働対策基金を取り巻く経営環境等

1. 木材市況等

農林水産省の統計情報や県内の業界紙によると、平成14年10月の木材価格(すぎ中丸太径14.0~22.0cm全国価格14,500円/m³)はある程度落ち着きを見せているものの、平成10年以降の下落傾向は大きく変わらず、平成13年度の平均価格水準を下回っている厳しい状況にある。

意見資料1④は農林水産部発行「木材情報あきた」により、すぎ中丸太径14.0~28.0cm平均価格15,800円/m³を掲載しているが平成14年3月は14,400円/m³である。

県内の12月の木材流通センター及び原木市場における杉の売行きは、秋田杉の高齢樹(80~100年生前後)が材質の吟味などで鈍かったものの、それ以外はやや順調と報道されている。

しかし、この水準は森林組合の土場着の杉丸太平均価格が1万円/m³を切る状態で、民有林の新規伐採は一時停止される動向があるといわれる。林業木材業界が低迷を脱するような次元ではなく、木材の需要は極めて深刻な状況にある。県は、秋田杉の地元消費を促すために2,200万円の予算で木造住宅を新築する県民に、スギの柱材を100戸(一戸あたり90本以内)に無償で提供する事業を行っている。

2. 環境問題等

日本の森林面積は全国土の67%を占め、数字の上では「森林大国」といえるが、国内ではコストが高く、外国材に依存する割合は81%になっている。日本の森林の実態は手入れがされず、森林大国にはほど遠い状況になっているといわれる。

また、地球温暖化対策の京都議定書で、日本は温室効果ガスを1990年比で6%削減することが義務づけられているが、そのうち3.9%分を森林のCO²吸収機能によることが予定されている。これについて、12月の「林政審議会」は間伐などによる健全な森林整備や保安林の適切な管理・保全などで、吸収機能の向上や維持・確保ができるようにすることを答申している。農林水産省の「地球温暖化防止森林吸収源十カ年対策」では、現状水準の森林整備では確保できるCO²吸収量が3.9%を大幅に下回る恐れがあるとし、国内の森林の7割にあたる1,750万haの適切な整備や保全・管理が必要と指摘している。

平成 14 年 3 月の新聞報道によると、県内においても山の荒廃を防ぐため手入れが必要な杉の人工林は、平成 12 年度で 3 万 ha（県内の民有人工林が 25 万 ha であるので 12% に相当する。）があり、間伐の促進（5 年間で 1 万 5 千 ha）について国の補助に県単独で上乘せする森林機能保全対策費 9,100 万円が予算化されている。

県内では地方公共団体に義務づけられている地球温暖化対策実施計画の策定が進んでいない旨も報道されており、森林の CO² 吸収機能は一層重要性をもつと考えられる。

企業においては、製紙会社は従来から原料確保のため海外植林事業に取り組んでいるが、異業種企業も、地球温暖化対策で CO² などの温暖化ガス排出量の制限を受け、「排出量取引」への先行投資的な面から積極的に海外植林事業に共同出資する例が増えていると報道されている。

また、自然の保護と林業経営の両立を狙った森林認証制度が広がりを見せて、消費者が認証マークの付いた商品を選択することを通じて保護を支援できるようになっている。認証制度は、長期にわたり木材を収穫できるように植林や手入れができていないか、除草剤が多用されていないか、林道整備によって土壌浸食が起きていないかなど生態系や周辺環境への配慮が継続的にチェックされることによって行われる。

さらに、雑木と呼ばれてきた広葉樹についても、床材や家具などの用途として需要が増えて先端的企業も現れている。木材価格についても広葉樹は平成 11 年以降も安定しているのも、針葉樹との逆転現象もみられるといわれる。ブナ原生林保護運動をきっかけにブナ林の価値が見直され、伐採量は 1967 年（昭和 42 年）の最盛期の後は年々減少し、1998 年（平成 10 年）は、最盛期の 6% 程度になっている。

平成 9 年の「林政審議会」の最終答申は、企業、個人、自治体等が所有する民有林について「国土保全のため公益的機能を重視すべきだ」と指摘し、①河川の流域ごとに森林を管理するため、上流と下流の自治体や企業が出資する「基金」を設ける、②民有林の整備計画の策定権を国から地方自治体に移すなどの提言をしている。

平成 10 年の国有林野事業改革関連 2 法によって、国有林野事業の独立採算性からの転換とともに、国土保全、水資源涵養、自然環境保全などの公益的機能を 5 割から 8 割にするなどの大改革を行っている。

水質の環境保全についても、水質悪化を懸念させる兆候も指摘され未然防止の視点が重要であるといわれている。

平成 10 年度の林務部「林業関係施策の概要」に掲載されている「森林の公益的機能整備の変遷」をみると、水源地域緊急整備や保安林整備、治山事業、災害復旧等の施策が重点的に行われてきている。

外部監査のため、林業公社の新植現場と県行造林伐採（皆伐）跡地を一カ所視察し、説明を受けたが、伐採跡地のすべてが直ちに危険でないとしても、皆伐跡地が増加し続ける場合には、集中豪雨などによる被害が生ずる危険性が高まることは当然なことと実感した。

「森林資源に関する基本計画」や重要な林産物の需要、供給に関する長期の見通しについては、平成 7 年を基準とした目標が示されており、抜粋すると以下のとおりである。

【森林資源整備の目標】

（面積単位：百万 ha）

区 分	平成 7 年 (1995 年)	目標とする森林整備の状態			指向する森林 整備の状態	
		平 17 年	平 27 年	平 37 年		
面 積	育成単層林	1,043	1,041	1,011	957	888
	育成複層林	68	161	274	404	532
	天然生林	1,409	1,320	1,237	1,161	1,102
	合計	2,520	2,522	2,522	2,522	2,522
蓄 積	総蓄積（百万 m ³ ）	3,483	3,970	4,320	4,440	4,630
	ha 当たり蓄積（m ³ ）	138	157	171	176	184

（注 1）林野庁編 2002「林業統計要覧」より抜粋したものである。内容は、平成 8 年 11 月 29 日閣議決定の農林水産省「森林資源に関する基本計画」等の資料に基づく数値を要約している。

（注 2）育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業を行う。

育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持していく施業を行う。

天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持していく施業を行う。この事業には、国土の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

3. 最近の森林面積の増減状況等

最近は森林の公益的機能が重視されるようになってきているが、森林面積の増減は以下のとおりであり、決して公益的機能が十分確保されているとはいえない状況にある。

【造林及び伐採面積の比較】

(単位：ha)

年度 平成	再造林、拡大人工造林面積			伐採面積			差引 A-B
	総数 A	国有林	民有林	総数 B	国有林	民有林	
3	58,256	9,899	48,357	234,684	96,486	138,198	△176,428
4	54,006	8,069	45,937	209,531	93,524	116,007	△155,525
5	55,301	7,847	47,454	199,003	86,880	112,123	△143,702
6	49,586	8,619	40,967	188,580	78,445	110,135	△138,994
7	52,160	6,919	45,241	158,229	69,028	89,201	△106,069
8	42,800	5,331	37,469	146,374	68,568	77,806	△103,574
9	39,313	4,743	34,570	135,211	57,692	77,519	△95,898
10	40,969	5,507	35,462	108,155	42,755	65,400	△67,186
11	35,146	5,239	29,907	89,401	30,859	58,542	△54,255
12	33,072	4,592	28,480	67,239	25,088	42,151	△34,167
計	460,609	66,765	393,844	1,536,407	649,325	887,082	△1,075,798

【民有林人工造林面積】

(単位：ha)

年度 平成	総数	公 営						私 営
		計	都道府県	市町村	造林公社	%	緑資源公団	
3	48,357	24,308	5,261	4,572	7,878	16.3	6,597	24,049
4	45,937	23,506	5,753	4,386	6,837	14.9	6,530	22,431
5	47,454	22,651	5,052	4,220	6,536	13.8	6,843	24,803
6	40,967	19,909	4,662	3,900	5,250	12.8	6,097	21,058
7	45,241	21,074	4,716	3,760	5,744	12.7	6,854	24,167
8	37,469	18,787	4,371	3,482	4,376	11.7	6,558	18,682
9	34,570	16,466	3,841	2,908	4,010	11.6	5,707	18,104
10	35,462	17,636	3,748	3,021	3,695	10.4	7,172	17,826
11	29,907	15,519	3,883	2,695	2,513	8.4	6,428	14,388
12	28,480	14,064	2,976	2,364	2,184	7.7	6,540	14,416
計	393,844	193,920	44,263	35,308	49,023	12.4	65,326	199,924

(注1) 造林面積等は、林野庁編 2002「林業統計要覧」より抜粋したもので、差引は外部監査人が計算している。伐採面積には天然生林が含み、国土利用計画に基づく道路など林地以外の用途のための面積を含むので、単純な差引面積は厳密には適切ではないが、概ね年平均10万haの森林面積が減少していることは分かる。また、このうち民有林についても、同じような事情があるものの、年5万ha近い面積が減少していることが分かる。

(注2) 平成7年3月31日現在の全国の森林面積は、25,146千ha(うち、人工林10,398